

武力衝突の即時停止と人道的対応を求める決議

中東地域において武力衝突が発生し、関係各国間において戦闘行為が行われている。これにより、多数の民間人を含む人的被害が発生し、地域の安定と国際社会の平和に深刻な影響を及ぼしている。

いかなる理由があるとしても、武力の応酬により尊い人命が失われる事態は看過できるものではなく、罪のない市民や子どもたちの命が、今なお危険にさらされている現状は、極めて憂慮すべき事態である。

よって、本市議会は、現在発生している武力衝突に関し、事態の深刻化と人道的被害の拡大を防ぐ観点から、下記の事項を強く求める。

記

- 一、関係当事国であるアメリカ合衆国、イスラエル国及びイラン・イスラム共和国に対し、全ての戦闘行為を即時停止し、事態の沈静化に向けた行動をとること。
- 一、国際社会と連携し、対話と外交的手段による平和的解決に努めること。
- 一、民間人の保護を最優先とし、人道的配慮を徹底すること。

以上、決議する。

令和8年3月25日

寝屋川市議会